

# 令和2年度 国民健康保険税の改正に

## ご理解をお願いします

国の税制改正により、国民健康保険税の軽減対象が拡大されます。

### ◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

### ◎5割軽減

被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に改定します。

### ◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に改定します。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。

ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減措置の対象

になりませんので、必ず所得の申告をお願いします。

※7月中旬発送予定の納税通知書は、6月中旬時点で把握している所得を基に計算します。

### 【改正後】 (令和2年度)

| 軽減割合 | 軽減判定所得                |
|------|-----------------------|
| 7割   | 33万円以下                |
| 5割   | 33万円+(被保険者数×28万5千円)以下 |
| 2割   | 33万円+(被保険者数×52万円)以下   |

### 【改正前】 (令和元年度)

| 軽減割合 | 軽減判定所得              |
|------|---------------------|
| 7割   | 33万円以下              |
| 5割   | 33万円+(被保険者数×28万円)以下 |
| 2割   | 33万円+(被保険者数×51万円)以下 |

\*軽減判定所得:世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等(賦課期日に資格を有する方)  
\*65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

### ◇2人世帯(夫婦58歳、57歳)で、軽減判定所得(2人の合計所得)90万円の場合

#### 【改正前】

| 軽減割合 | 判定の計算                  | 該当 |
|------|------------------------|----|
| 7割   | 33万円以下                 | ×  |
| 5割   | 33万円+(2人×28万円)=89万円以下  | ×  |
| 2割   | 33万円+(2人×51万円)=135万円以下 | ○  |

#### 【改正後】

| 軽減割合 | 判定の計算                   | 該当 |
|------|-------------------------|----|
| 7割   | 33万円以下                  | ×  |
| 5割   | 33万円+(2人×28万5千円)=90万円以下 | ○  |
| 2割   | 33万円+(2人×52万円)=137万円以下  | ×  |

※改正前は2割軽減世帯でしたが、改正後は5割軽減世帯になります。

### ◆課税限度額(上限額)の引き上げ

国の税制改正により、保険税の課税限度額が引き上げられました。

市でも、国の基準に合わせて令和2年度分から課税限度額の医療分を2万円、介護分を1万円引き上げます。

| 区分            | 改正前  | 改正後  |
|---------------|------|------|
| 医療分           | 61万円 | 63万円 |
| 後期支援金分        | 19万円 | 19万円 |
| 介護分(40~64歳の方) | 16万円 | 17万円 |
| 合計            | 96万円 | 99万円 |

国民健康保険にご加入の方へ  
所得の申告を  
お願いします

国民健康保険に加入している場合、国民健康保険税額や前期高齢者(70歳~74歳の方)の自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額を正しく算出・判定するために、所得が無い方(遺族年金・障害者年金などの非課税所得のみの方も含む)についても必ず申告が必要です。

なお、住民税申告に関しては、課税課までお問い合わせください。

### ■お問合せ

保険年金課

☎02097(21)2187

課税課

☎02097(21)2213